H29.4.1から適用　特別養護老人ホーム抱優館八乙女　介護予防短期入所生活介護　利用料金表

① 介護保険自己負担分

認定区分	基本単位数（A）	加算単位数（B）	単位数合計（C）：（A）＋（B）	介護職員処遇改善加算Ⅰ（D）	介護サービス費（10割） ①	介護保険から給付される金額 ②（9割又は8割）	自己負担額（1日分）（1割又は2割）	
	1日	1日	1日	（C）×8.3% 小数点以下四捨五入	C+D×10.33円 小数点以下切り捨て	①×0.9（又は0.8） 小数点以下切り捨て	①－②：（①×0.1又は0.2） 小数点以下繰り上げ	
要支援１	508単位	30単位	538単位	45単位	6,022円	5,419円	1割	603円
						4,817円	2割	1,205円
要支援２	631単位	30単位	661単位	55単位	7,396円	6,656円	1割	740円
						5,916円	2割	1,480円

※上記の加算単位数内訳：サービス提供体制強化加算Ⅰ（18単位/日）・機能訓練指導体制加算（12単位/日）
※介護職員処遇改善加算Ⅰは、1ヵ月の総利用単位数×8.3%で算定となります。
※尚、加算単位の1単位は、地域によって異なり、1単位は10.33円となります。（仙台市：6級地）
※その他、送迎加算（184単位/片道）

② 居住費及び食費

負担段階	対象者	居住費	食費	1日あたり
第1段階	・配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老年福祉年金を受給している方 ・生活保護を受けている方	820円	300円	1,120円
第2段階	・配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金及び非課税年金（障害年金、遺族年金等）の年金収入額の合計が80万円以下の方	820円	390円	1,210円
第3段階	・配偶者と世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金及び非課税年金（障害年金、遺族年金等）の年金収入額の合計が80万円を超える方	1,310円	650円	1,960円
第4段階	・本人が市町村民税非課税で、配偶者または世帯の中に市町村民税を課税されてされている方がいる方　・本人が市町村民税を課税されている方	1,970円	1,380円	3,350円
※預貯金等が一定額以下であること：　・単身の方：1,000万円以下　　・配偶者がいる方：2人の合計額が2,000万円以下				

③ 利用料金日額　（①＋②）：円

認定区分	第1段階		第2段階		第3段階		第4段階	
要支援１	1割	1,723円	1割	1,813円	1割	2,563円	1割	3,953円
	2割	2,325円	2割	2,415円	2割	3,165円	2割	4,555円
要支援２	1割	1,860円	1割	1,950円	1割	2,700円	1割	4,090円
	2割	2,600円	2割	2,690円	2割	3,440円	2割	4,830円